

# 徳島小松島港コンテナターミナル航路活性化事業

徳島小松島港コンテナターミナルを利用される荷主企業・船会社の皆様を対象に経費の一部を助成します

※助成対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日  
(前年度：2024年4月1日～2025年3月31日)

## 新規利用支援事業

### 【対象】

次の要件のいずれかを満たす企業

- 1 対象期間に新たにコンテナ貨物を輸出又は輸入すること
- 2 前年度に輸出又は輸入の実績がなく、対象期間に輸出又は輸入をすること
- 3 対象期間に新たな国との間で、輸出又は輸入すること

### 【助成額】

実入りコンテナ1TEU(20フィートコンテナ1個分)につき1万円(上限額20万円/1企業)

※前年度において他港を利用した資材や製品等で新たに徳島小松島港に利用を切り替えたものは、5千円加算する。



## 利用拡大支援事業

### 【対象】

前年度のコンテナ貨物量が10TEU以下であり、対象期間において前年度のコンテナ貨物量を超えている企業

### 【助成額】

増加分の実入りコンテナ1TEU(20フィートコンテナ1個分)につき1万円(上限額5万円/1企業)

## 大口支援事業

### 【対象】

次の要件を全て満たす企業

- 1 対象期間の輸出と輸入のコンテナ貨物量の合計が100TEU以上であること
- 2 対象期間の輸出と輸入のコンテナ貨物量の合計が前年度のコンテナ貨物量の合計を超えていること

### 【助成額】

新規分又は増加分の1TEUにつき1万円(上限額200万円/1企業)

※県内企業は輸出と輸入の合計により算出する。

県外企業は資材や製品等ごとの合計により算出する。過去にこの補助金の交付を受けた同じ資材や製品等は50万円を上限とする。

※県内企業：県内に本社、支店、支社、工場等を有する企業

## 新規航路開設促進事業

### 【対象】

対象期間に徳島小松島港コンテナターミナル(以下「本ターミナル」)を利用する定期コンテナ航路を新規開設した船社を対象とし、ア～エのいずれかに該当する場合は対象外

ア 新規開設した日から1年以内に定期航路をとりやめたもの

イ 定期航路をいったん取りやめたのち再開する場合、単に寄港地を変更又は追加する場合など、本ターミナルへの寄港回数の増加がないもの

ウ 国際フィーダー航路にあたるもの

エ 補助事業者の合併及び分割等による社名変更

### 【助成額】

実入りコンテナ1TEU(20フィートコンテナ1個分)につき1万円(上限額100万円/1航路)

### 【減免制度】

初入港から1年間の岸壁使用料の2分の1を免除

